

第18回秋田家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成24年12月11日(火)午後3時～午後5時

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員, 敬称略・五十音順)

石原直樹, 面山恭子, 今野恵一郎, 佐々木恵美子, 高橋清好, 棚橋哲夫, 中垣文也

(説明者)

大本修平首席家庭裁判所調査官, 佐々木稔首席書記官, 八巻孝秋田地方裁判所総務課長

(事務局)

山方亨事務局長, 井筒徹事務局次長, 八巻孝秋田地方裁判所総務課長, 武藤哲仁秋田地方裁判所総務課庶務係長, 阿部朋巳秋田検察審査会事務局長

4 議事

(1) 開会宣言

(2) 委員長挨拶

(3) 新任委員の紹介及び挨拶

(4) 協議

ア 議題「秋田家庭裁判所の利用案内について」

(ア) 基調説明

八巻総務課長が「秋田家庭裁判所の利用案内」について説明し, 佐々木首席書記官が補足説明をした。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「家事事件手続法について」

(ア) 基調説明

棚橋委員が「家事事件手続法の概略」について、佐々木首席書記官が「申立書写しの送付等の試行」について、大本首席家庭裁判所調査官が「子の意思の把握と尊重」について各説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

(5) 次回期日及び次回議題

追って調整する。

(6) 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、 は委員長、 は委員、 は説明者の各発言)

1 秋田家庭裁判所の利用案内について(議事概要4の(4)のアの(イ))

法曹でない委員から、どのようにすれば家庭裁判所が利用しやすくなるのか提案していただけるのではないかと思い、本テーマを提案した。

裁判所のホームページに家庭裁判所の案内が掲載されているという説明であるが、社会にはインターネットを使えない人もいる。裁判所ではリーフレットをどんな所に置いているのか。

裁判所内では、1階玄関ロビーや家庭裁判所書記官室に置いており、裁判所外では、県、市役所、法テラスなどに依頼して置いていただくようにしている。

裁判所の外にはいろんな相談窓口があるので、そのような所に置かせていただいてはどうか。

例えば郵便局など、身近な公共施設への備え置きについてはどうか。

これまでは、そういうことまでは考えていなかった。いろんな場所に置いた方がよいと考えるので、委員会で出た意見を今後の広報活動の参考にさせていただきたい。

手続案内は、裁判所内のどのような場所で行っているのか。

家裁本庁では、通常、書記官室の受付のテーブルで行っている。そこには間仕切りを設けてあり、同時に別々に複数の人に対応する際、隣人の顔が見えないように配慮している。また、後見事件の申立ての際には、個室で手続説明のためのビデオを視聴していただいて制度の理解を深めていただくこともあるし、他人に聞かれたくないような内容のときには、個室で手続案内することもある。

手続案内の件数は、県内の家庭裁判所合計で1か月に200件という説明

であったが、それは想定内の件数か。

件数については、想定内かどうかということでは捉えていない。裁判所としては、来庁された方に積極的に丁寧に説明することを心がけている。職員数は多くないので、来庁した方に直ちに対応できずお待ちいただくこともある。最近では、従前よりも手続案内の件数が増えている。

一般の人には、裁判所は敷居が高くて行きにくいという印象がある。市町村広報紙に、家庭裁判所が手続案内をしているということを掲載すれば、住民にもっと周知され、住民が裁判所に行きやすくなるのではないか。

インターネットは普及しているものの、高齢者などには馴染みにくいと思われる。当方では、裁判所の広報行事を市町村広報紙に掲載して広報効果があることを認識しているので、今後、委員の意見を参考にさせていただきたい。

一般に裁判所は敷居が高いという印象を持たれているが、それでも月約200人が手続案内においでになる状況がある。その数字が多いか少ないか評価しがたいことではある。

限られた予算の中で効率的に広報するという観点からすれば、手続案内に来た人に対して、どこで手続案内のことを知ったのかアンケートで答えてもらい、それに基づきパンフレットやウェブサイトを改善していけばいいのではないか。

本日配布されたパンフレットを見ると、昔よりは分かりやすくなっているが、それでも文字数が多いという印象を受ける。悩んでいる人は懸命に読むと思うが、入り口は分かりやすく、段々詳しくするように階層立てた説明をし、実際に来庁した人には詳しく説明するという方法もあると思う。実際に来庁された人のうち協力していただける人から手続案内終了後意見を聴いて改善していけばよいのではないか。

家庭裁判所の手続案内に来た人には、受付時に、性別、年齢、内容などを

用紙に記載していただいているが、手続案内終了後アンケートに記載していただくことについては、今後検討する余地があると思っている。

申立書用紙をホームページから印刷できるということを今回初めて知った。私と同じようにそのことを知らない人も多いと思う。本日配布された「家事事件のしおり」など小さなリーフレットについては分かりやすいと思うが、「家事手続情報サービス」については、文字数が多く一見しただけでは分かりにくいという印象を受けた。

最高裁判所のホームページから家庭裁判所の申立書用紙を印刷できるようになったのは、つい最近のことである。

秋田県内では家庭裁判所の手続案内の件数は月200件とのことであるが、東北の他県はどの位の件数なのか。また、200件の内訳はどのような内容なのか。

他庁の手続案内の件数については、今手元にデータを持ち合わせていない。月200件の手続案内の内容としては、離婚、親権者変更、子の氏の変更などが多いと思っている。

受付カウンターには間仕切りを設置しているとのことであるが、隣の人の声が聞こえたり、自分の話が隣に伝わったりするのは、ちょっと抵抗感を感じるので、個室で対応していただけるとありがたいと思った。

現在、インターネットでいろんな機関の手続用紙が取得できるようになっており、裁判所についても手続用紙をインターネットで取得できると思っている人は多いのではないか。委員から出された意見を今後の広報活動に生かしていきたい。

2 家事事件手続法について（議事概要4の（4）のイの（イ））

弁護士としては、家事事件手続法が施行されても、調停、審判が従前に比べて大きく変わるというイメージは持っていない。電話会議は、調停でどの程度使われるのか。調停で当事者が希望すれば使うことができるのか。

遺産分割事件などで、遠隔地の当事者の意向を確認するときや、あまり感情的な対立のある事件ではなく、金銭的なことが問題になっている事件等で使えるのではないかと考えている。

検察官として、普段の仕事を通じて、非行少年や犯罪を起こす少年には、家庭環境に何かの問題や事情があると感じている。新法では、子の意思の把握がなされるということであり、子供の繊細な心に配慮していただきたいと考えている。

検察官としては、両親の離婚に際して子供の意思がどのように取り扱われていると考えておられるか。

仕事で接触するケースで言えば、あまり子供の意思は尊重されていないのではないかと。これまでの経験からすれば、どれだけ制度を整備しても、それに従わない人がおり、子供に負担が掛かってくると感じている。

私は児童相談所で児童心理司をしているが、両親が、離婚や子供の親権者のことで争うような状況においては、子供が非常に混乱したり、迷ったりと、子供にとって過酷な状況になっている。そのようなとき、家庭裁判所の手続きの中で子供の意思を確認していただけるということは非常にありがたい。子供の意思確認にどれ位の時間をかけるのか。また、10歳より小さな子供の意思の把握はどうするのか。

家庭裁判所調査官としては、子供の意思の把握について、これまでも一生懸命研鑽を積んで取り組んできている。子供の意思を把握するに当たり、子供との信頼関係を築くため、まず一度家庭訪問し、子供の生活の場で交流して調査官に慣れてもらってから、子供の状態に応じて、次の調査方法を検討するという二段構えで対応している。調査には時間的な制限があり、子供との関係作りに長い時間を費やすことはできないので、制限の中で出来る限りの努力をしている。子供によっては、男女の調査官が組んで役割を分担し、子供が話しやすい環境作りもしている。子供の意思を把握する際には、子供

の心情をくみ取ることに努め、子供の年齢、判断力、理解力に応じた聴き方を検討した上で対応している。4、5歳の子供でも調査の対象となることがあり、そのときは、生活の様子を確認しながら、困っていることはないかとか、父さん母さんをお願いすることはないかというアプローチの仕方をとっている。子供の調査をして感じることは、子供は何が一番困っているかというと、自分がどういう立場にいて、今、親はどういうことになっているのかということ親からきちんと説明を受けていないということである。それで子供が混乱し、悪影響を受けていると感じられる事例が多い。机上配布した「お子さんについての事情説明書」には、子供に説明しているかという質問項目を入れており、親に対して、可能な限り子供にも分かる言葉で説明してもらうことを促している。

成年後見の事件において、意思確認の相手方は誰になるのか。

成年後見の事件では、相手方というのは想定していないので、相手方の意思確認ということは考えられていない。

親が面会交流を求め、子供が親に会いたくないと言ったとき、子供の意思と親の意思とではどちらが優先されるのか。

調停においては、率直に子供がこう言っていましたと当事者に投げかける中で、親には、どうして子供がそういう気持ちになっているのか、そういう気持ちをどうやって解していったらいいのかということ、子供の視点に立って考えてもらうことになると思う。審判においては、面会交流は親の権利であるとともに、子供が健やかに成長するための子供の権利でもあるというのが一般的な考えであるので、子供の福祉を明らかに害すると考えられるときには、子供の真意かどうかを確認の上、面会交流については、一部制限されたり、禁止されることが考えられる。

夫婦関係等調整調停申立書の「申立ての動機」欄の「13 その他」とはどのようなことを指すのか。申立書を相手方に送付するということであり、

当事者の情報共有という観点では、「13 その他」に丸を付けただけでは、相手方は分からないのではないかと。

「13 その他」とは、1から12までのどの項目にも該当しないということであるが、理由を書きたくないとか相手方に知られたくないということで「13 その他」に丸を付けたたり、どの項目にも丸を付けない人もおり、その場合には、申立人の意思を尊重し、無理強いはできないと考えている。

そのような場合には、調停の席で具体的に明らかにしていただくしかないと思う。

今回初めて、家事事件手続法が施行されることを知った。手続きの透明化と当事者のプライバシー確保を調整することは、裁判所の関係者にとって大変だなという印象を持った。また、子供のことについて苦労されていることが分かった。日頃事件や事故を見ていると、子供が不幸になっている事例が多い。関係者には引き続き配慮していただきたい。

手続きの透明化を含む手続保障と個人情報の開示をどう調整するかということとは、大変難しい課題であると思っている。